

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

一 公務員給与における地域手当の改定が行われることを踏まえ、国会議員の選挙等に係る投票所経費、事務費等の地域加算を見直すこと。（本則関係）

二 この政令は、平成二十一年四月一日から施行すること。（附則関係）